

海幕装需第346号
令和2年3月31日

各部隊の長
各機関の長 殿

海上幕僚長
(公印省略)

自衛艦搭載中のヘリコプターの不具合発生時の報告通報、補給請求及び整備支援依頼の実施要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定める。

なお、自衛艦搭載中のヘリコプターの不具合発生時の報告要領、補給請求及び整備支援依頼の実施要領について（通達）（海幕補第3202号。63.6.23）は、廃止する。

添付書類：別紙

文 書 管 理 情 報				
文 書 管 理 者 : 海幕 装備需品課長 一元的な管理に責任を有する者 : 海幕 装備需品課長 分 類 : 輸送調整—輸送調整に関する文書 作 成 年 月 日 : 2020.3.9 取 得 年 月 日 : 保 存 期 間 : 5 年 保 存 期 間 満 了 日 : 2025.3.31 本 紙 を 含 め : 4 枚 部 配 布 先 :		開示	部分開示	不開示
	作成時	○		
	区分 : 1 2 3 4 5 6			
	理由 :			
	箇所			

自衛艦搭載中のヘリコプターの不具合発生時の報告通報、補給請求及び整備支援依頼の実施要領

1 趣 旨

この要領は、自衛艦搭載中のヘリコプター（以下「搭載ヘリ」という。）又は訓練、試験等のため自衛艦に一時的に発着艦するヘリコプター（以下「一時発着艦ヘリ」という。）に不具合が生じ、任務行動に支障を来すと認められる場合の上級部隊の長その他関係する者への報告通報、補給請求及び整備支援依頼（以下「故障発生等報告」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 適 用

この要領は、搭載ヘリ又は一時発着艦ヘリに陸上基地の支援を要する不具合が生じ、電報により故障発生等報告を行う場合に適用する。

3 故障発生等報告の区分

故障発生等報告の区分は、後方支援請求／故障発生報告、後方支援完了／故障復旧報告及び後方支援請求回答とする。

4 不具合発生に伴う関係部隊の措置

搭載ヘリの不具合発生に伴う関係部隊の措置の標準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 不具合発生部隊

ア 艦船の長は、不具合の態様が次のいずれかに該当し、任務行動に支障を来すと認められる場合は、判明した事項について速やかに故障発生等報告を行う。

(ア) 陸上基地の支援を必要とする不具合事象が発生したとき。

(イ) 搭載ヘリの搭載替えを要するとき。

イ 故障発生等報告発信後、状況が変化した場合及び発信時に不明であった事項が判明した場合は、本号アに準じて追加の故障発生等報告を行う。

(2) 故障発生等報告を受けた航空群司令の措置

故障発生等報告を受けた航空群司令は、補給、整備支援等の方針を定め、輸送（空輸調整を含む。）その他当該方針の実施に必要な事項全般の調整を行い、速やかに故障復旧の措置をとる。

この場合において、補給本部長は、当該航空群司令から要請がある場合は、

整備支援、補給支援、輸送（空輸調整を含む。）等の調整を行う。

5 故障発生等報告の発信要領

(1) 発信者等

故障発生等報告の発信者、着信者及び受報者は次の表のとおりとする。

報告の区分	発信者	着信者	受報者
後方支援請求／故障発生報告又は後方支援完了／故障復旧報告	当該艦船の長	部隊編成上の上級指揮官 空団司令官 第 21、第 22、第 31 航空群司令	統幕の関係部長等（必要な場合） 海幕の関係部長 補給本部長及び航空補給処長 搭載ヘリ又は一時発着艦ヘリが所属する航空隊の司令、当該航空隊を指揮下に置く航空群司令及び当該航空隊が所在する基地の整備補給隊司令 整備を担任する整備補給隊司令 関連する術科学校長（整備に関係する場合に限る。）その他、発信者が必要と認める部隊の長
後方支援請求回答	故障発生報告着信者である航空群司令	当該艦船の長	上記の着信者及び受報者

注 1：第 21、第 22 航空群司令のうち、自艦の行動等を勘案し最も支援を要請するに適した航空群司令。概ね東経 135 度以東を第 21 航空群司令が、概ね東経 135 度以西を第 22 航空群司令が支援するのを標準とする。また、掃海・輸送機及び多用機については、第 31 航空群司令が支援するのを標準とする。

注 2：海外派遣部隊の不具合発生時における後方支援請求／故障発生報告及び後方支援完了／故障復旧報告については補給本部長を着信者に含めるものとする。また、後方支援請求回答の発信者を補給本部長とするほか、補給品等を発送する部隊等の長を着信者に含めるものとする。

(2) 様 式

後方支援請求／故障発生報告、後方支援完了／故障復旧報告及び後方支援請求回答の様式は、海上自衛隊定型通信文様式（MMTF）について（通知）（海幕指通第276号。令和2年3月23日）による。

6 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、部隊等の長が定める。